

平成 21 年経済センサス試験調査実施計画（案）

平成 19 年 月
総務省統計局

1 趣 旨

我が国の包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることを目的として、平成 21 年に第 1 回の調査を実施することとなっている経済センサスについて、実施上の諸問題を検討するため、平成 21 年経済センサス試験調査を実施する。

経済センサスは、これまで以上に事業所・企業の構造を正確に把握することが求められていることから、行政記録を活用し事業所の捕捉率を高めるとともに、企業を調査単位とした調査手法を取り入れるなど、これまでになかった新たな取組が必要となっており、調査対象事業所の的確な把握方法及び多角化する経済活動の的確な把握方法などについて、実地に検証する必要がある。

2 検証事項

次の事項について検証する。

(1) 調査方法について

- ア 調査員による本社等一括調査の事務量の把握及び客体への説明方法等
- イ 多支所を有する企業に対する調査方法及び依頼方法等
- ウ 傘下事業所数の把握方法（本社等における傘下事業所把握の正確性）
- エ 行政記録に基づいて捕捉した客体に対する調査方法等
- オ 企業等における傘下の事業所からの情報収集方法及びこのための必要期間の把握
- カ 本社一括調査に関する調査員、市町村、都道府県、総務省の役割分担を検討する際に必要な基礎資料を得る

(2) 調査事項及び調査票について

- ア 調査票の様式及びワーディング
- イ 事業の種類の把握方法
- ウ 調査票を企業ごとに管理するための方法

(3) その他

- ア 電子媒体による調査のニーズ把握

3 調査の期日

調査は、平成 19 年 9 月 1 日現在によって行う。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

調査の地域は、下表に掲げる市区とする。

(2) 調査の対象

調査の対象は、(1)の地域のうち、総務省が指定した下表に掲げる数の調査区内に所在する民営事業所及び下表に掲げる数の企業並びにこれらに属する傘下の事業所とする。

総務省が指定する調査区数及び企業数

調査地域		調査区数	企業数		企業数の内訳		
都道府県	市 区				調査員	市区直轄 調査等	
北海道	札幌市 (中央区、白石区)	8	600	560	40		
宮城県	仙台市 (青葉区)	4	300	280	20		
東京都	新宿区	4	300	10 ()	280	20	10 ()
	墨田区	4	300		280	20	
	北 区	4	300		280	20	
愛知県	名古屋市 (中村区、中区)	8	600	560	40		
大阪府	大阪市 (北区、中央区)	8	600	560	40		
岡山県	岡山市	4	300	280	20		
福岡県	福岡市 (博多区、中央区)	8	600	560	40		
合 計		52	3,910	3,640	270		

東京都が直接調査を行う企業数

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査は、調査票 A、調査票 B 及びアンケートの 3 種類の調査票により実施する。

なお、調査票 A については 2 種類の様式を作成し、半数の調査客体ごとに分けて配布する。

(2) 調査事項

調査票 A 及び調査票 B においては、次の表に掲げる事項を調査する。

調査事項		調査票 A	調査票 B
事業所に関する事項	名称及び電話番号		
	所在地		
	経営組織		
	事業所の開設時期		
	事業所の従業者数		
	事業所の事業の種類		
	業態		
	傘下事業所の有無等		
企業に関する事項	資本金等の額		
	外国資本比率		
	持株会社か否か		
	親会社の有無等		
	親会社の名称及び連絡先		
	子会社の有無等		
	会社全体の常用雇用者数		
	会社全体の主な事業の種類		

上記のうち調査票 A の名称、所在地については平成 18 年事業所・企業統計調査結果をプレプリントする。また、調査客体のうち半数については、傘下事業所の名称、所在地についても同様にプレプリントする。

アンケートにおいては、以下に掲げる事項を調査する。

- ・ 調査票記入担当者
- ・ 調査方法
- ・ 調査の対象となる事業所の理解の有無とその理由
- ・ わかりにくかった調査事項の有無とその理由
- ・ 本社等において記入困難な調査事項の有無とその理由

- ・傘下事業所からの情報収集方法及びこのための必要期間
- ・その他調査票、調査事項及び調査方法等に関する意見等

6 調査の方法

(1) 調査の方法

調査は、個人企業及び法人（外国の会社を除く）については企業・法人、外国の会社及び法人でない団体については事業所（以下まとめて「企業等」という）を調査の単位とし、次の2種類の方法で行う。

調査員調査

調査は、4(2)に掲げる調査区を各1調査区を担当する調査員が、担当調査区内の企業等（傘下事業所数30未満の企業等）に対し、調査票を配布し記入を依頼するとともに、記入済みの調査票を取集することにより行う。

調査票は、個人企業及び法人（外国の会社を除く）の本所・本社・本店には調査票Aと必要枚数の調査票Bを、それ以外の調査対象には調査票Aのみを配布する。

（下表参照）

なお、アンケートはすべての調査対象に配布する。

経営組織 本・支別	個人	会社 〔外国の会社を除く〕	外国の会社	会社以外の法人	法人でない団体
単独事業所	A	A		A	A
本所・本社・本店	A + B	A + B		A + B	A
支所・支社・支店	-	-	A	-	A

市区直轄調査等

総務省が指定する企業等（傘下事業所数10以上の企業等）に対し、市区が調査票の提出方法を確認の上、調査票を直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

調査票は、本所・本社・本店に調査票Aと必要枚数の調査票Bを配布する。なお、調査票A及び調査票Bについては電子媒体による調査票を、調査対象の希望に応じて使用する。

ただし、上記企業の他に、東京都の10企業については、都道府県が調査票の提出方法を確認の上、調査票を直接郵送する等により配布し、記入済みの調査票を回収する。

(2) 調査票の配り分け

5 (1)に示した調査票Aの配り分け及び5 (2)に示したプレプリントの有無別の配り分けは、調査員調査にあつては調査区単位で指定し、市区直轄調査にあつては企業ごとに指定する。

(3) 申告の方法

申告は、企業等の代表者又はそれに代わる者が、配布された調査票に記入する方法により行う。

7 調査の流れ及び主要事務

(1) 調査の流れ

調査は、以下の流れにより実施する。

調査員調査

総務省 - 都道府県 - 市区 - 調査員 - 調査対象

市区直轄調査等

総務省 - 都道府県 - 市区 - 調査対象

ただし、東京都が調査を行う10企業については、

総務省 - 都道府県 - 調査対象

の流れにより実施する。

(2) 主要事務

都道府県の事務

都道府県は、調査の事務日程の作成、調査対象企業等に対する協力要請、調査員の任命及び調査員証の発行、調査の実施状況の把握、調査関係書類の審査・整理及び調査関係者記録表の作成等の事務を行う。

また、東京都は、一部の企業に対する調査を行う。

さらに、調査終了後、一部の企業を対象に調査に関する検証ヒアリングを行う。

市区の事務

市区は、調査の事務日程の作成、調査員の選考・推薦、調査員証の交付、調査員事務打合せ会の開催、調査員に対する実地指導、調査関係書類の審査・整理、調査関係者記録表の作成、調査員報告会の開催及び調査員報酬の交付等の事務を行う。

また、企業等に対する調査を行う。

さらに、調査終了後、一部の企業を対象に調査に関する検証ヒアリングを行う。

調査員の事務

調査員は、担当調査区の確認、事業所名簿の補正、調査対象企業等への調査票・アンケートの配布・収集、調査票の検査及び調査員記録表の作成等の事務を行う。

(3) 主な日程

・実施都道府県・市区事務打合せ会	平成 19 年 7 月上旬
・試験調査への協力依頼	7 月中・下旬
・市区直轄調査対象企業等に対する調査方法の確認等	8 月上・中旬
・調査員調査対象企業等（本社）に対する依頼状の送付	8 月上・中旬
・調査員事務打合せ会	8 月中・下旬
・実地調査（調査員調査及び市区直轄調査等）	8 月下旬～9 月中旬
・調査員報告会	9 月下旬
・検証ヒアリング	10 月中旬
・調査関係書類の提出	10 月下旬
・実施都道府県・市区報告会	10 月下旬

8 調査関係書類の提出

- (1) 市区は、調査票その他の試験調査関係書類を都道府県が別に定める期日までに都道府県へ提出する。
- (2) 都道府県は、調査票その他の試験調査関係書類を 10 月下旬までに総務省統計局へ提出する。

9 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

- (1) 調査員は、調査状況、事業所の協力状況等について、調査員記録表を作成する。
- (2) 実施都道府県及び実施市区の職員（以下「調査関係職員」という）は、調査期間中、できる限り各調査員に随行し、調査票の配布・収集に係る実査上の問題点等を把握するとともに、その状況を調査関係者記録表に記録する。
- (3) 市区は、調査終了後、調査員報告会を開催し、調査員から意見・感想を聴取する。
- (4) 総務省は、総務省統計局において実施都道府県・市区報告会を開催し、調査関係職員から、調査の実施状況等について報告を求める。

10 その他

- (1) この調査は、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計報告の徴集として実施する。
- (2) 調査期間中、総務省の職員が各市区（各都道府県）における調査状況等を把握する。